

令和7年 市・県民税申告相談受付日程表

庄原地域

月 日	会場	午 前(受付 8時30分～11時30分)	午 後(受付 13時～16時00分)	
2 / 17 (月)	市役所 3階 防災対策室 ☎0824-1731146	春田町 峰田町のうち 津谷、仲蔵	峰田町のうち 峰、発展、赤川	
18 (火)		本村町のうち 上本 峰田町のうち 雪霜、片山、元実、大谷	本村町のうち 下本 上谷町	
19 (水)		本村町のうち 中本	川北町のうち 市場、茶屋、富田	
20 (木)		川北町のうち 大津恵、合の峠、田の平 盤の谷、秋国	川北町のうち 天満、下重行、上重行	
21 (金)		川北町のうち 八幡 門田町	川北町のうち 須川 濁川町	
25 (火)		実留町のうち 3区、4区	実留町のうち 1区、2区 一木町	
26 (水)		高町のうち 上組、市場	高町のうち 高取、上組上、三協、夜燈	
27 (木)		高町のうち 貝六 小用町	川西町	
28 (金)		殿垣内町 平和町	本郷町 尾引町	
3 / 3 (月)		木戸町	高茂町 水越町	
4 (火)		山内町のうち 行里、日向	山内町のうち 隠地、山王、七塚開拓 西本町一丁目	
5 (水)		戸郷町 中本町一丁目	市町 田原町	
6 (木)		宮内町	板橋町	
7 (金)		新庄町 西本町四丁目 大久保町	是松町 高門町	
10 (月)		上原町のうち 南	上原町のうち 1区 掛田町	
11 (火)		七塚町のうち 東 西本町三丁目	七塚町のうち 西 本町	
12 (水)		川手町のうち 上組、中組	川手町のうち 沖組、下組 永末町	
13 (木)		中本町二丁目 東本町一丁目 東本町二丁目	三日市町(上原町のうち北後迫を含む) 東本町三丁目 東本町四丁目 西本町二丁目	
14 (金)		事務整理日(申告書の再提出・補完等)		
17 (月)		事務整理日(申告書の再提出・補完等)		

申告会場にお越しいただく際には、次のものをご持参ください。

●マイナンバーカード、または通知カード+ 運転免許証・保険証など ●預金口座番号、通帳登録印

次のものがある人	持参物
農業・営業・不動産などの所得	「収支内訳書」または「月別集計表」などの、収入や必要経費を整理したもの
給与所得	給与所得の源泉徴収票
公的年金	公的年金などの源泉徴収票
生命保険一時金、損害保険返戻金などの一時所得や個人年金などの雑所得	収入や必要経費が確認できるもの
生命保険料、地震保険料、寄附金などの控除	支払証明書

次のものがある人	持参物
国民年金の控除	保険料控除証明書
医療費控除	医療費控除の明細書またはセルフメディケーション税制の明細書
障害者控除	身体障害者手帳など障害の程度を証明するもの
肉用牛の免税	肉用牛売却証明書
住宅借入金等特別控除(2年目以降)	住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書

※源泉徴収票や各種証明書は必ず原本をご持参ください。

※農業・営業や不動産所得の収支内訳書・月別集計表や医療費控除明細書は事前に作成の上、会場にお越しください。

未作成の場合、ご自身で計算を行っていただいた後に、申告相談を受けるため、時間を要することとなります。
様式は、税務課・各支所市民生活係に用意しています。また、国税庁ホームページからもダウンロードできます。

令和7年 市・県民税申告相談受付日程表

西城地域			東城地域			口和地域		
月 日	会場	受付 09:00～11:30 13:00～16:00	会場	受付 08:30～11:00 13:00～16:00	会場	受付 09:00～11:30 13:00～16:00		
2 / 17 (月)	西城支所 2階大会議室 ☎0824-82124	入江(小別当、入江住宅、釣場、十日市上) 油木(上組、平組、灰庭)	東城支所 3階大会議室 ☎08477-2121	新免、三坂	口和自治振興センター 第2会議室 ☎0824-8712112	田口、熊谷、紙谷、桑垣内		
18 (火)		入江(ひばり団地、荻野、小坂、胎蔵寺) 油木(石原組、衣木組、中組、門平組)		戸宇		中組、大草黒谷、宮内市場		
19 (水)		大屋 (大屋大戸、塩田、下本谷、本谷陽、本谷) 高尾(下高尾)		帝釈未渡、帝釈始終		木原後摩 _祇 向住		
20 (木)		大屋(寺谷、三田、二本橋、黒谷上、黒谷下、上今西、今西住宅) 高尾(上高尾、植木)		帝釈山中、帝釈宇山		日南、吉木		
21 (金)		八鳥(八日市上、八日市下、清正、)		森		皆原、岡組、上組		
25 (火)		八鳥(重国谷、法京寺、内京、奥八鳥)		川鳥、保田		大佐古、原畑、大月市場		
26 (水)		簡易申告日 (西城、大佐、中野地域で給与・年金所得のみの人)		田黒、菅、受原		竹地本谷、槇原		
27 (木)		平子 (奥名上、奥名下、中平子、土井原)		竹森、千鳥		芦原、麻志、落合、真金原		
28 (金)		平子(竹原上、竹原下、竹之河内、馬場瀬、丑之河)		内堀、小串		事務整理日 (申告書の再提出・補完等)		
3 / 3 (月)		中野(下今西、有田、本郷、一日市、亀崎、宮の段)		小奴可(川より西)、塩原		伊与谷、岩根、川東、藤根		
4 (火)		中野(兼利、胎蔵寺、荒慎住宅、中野住宅、西城病院、小原、大原)		小奴可(持丸・板井谷・川より東)加谷		永石、永沢、一日市		
5 (水)		簡易申告日(西城、大佐、中野以外の地域で給与・年金所得の)		粟田(中区・北区)		池津、矢淵、湯木市場		
6 (木)		栗(栗上、栗中、栗沖) 熊野(別所、田鋤、梶谷)		粟田(東区・南区)		元恒、出雲石		
7 (金)		栗(栗下、大戸1～2) 熊野(長者原、下尺田、中尺田、上尺)		久代		宮下、宮下ハイツ、大久保		
10 (月)		三坂(三坂中東、三坂中西、岩)		東城		中郷、福祉村、深屋		
11 (火)		西城(横町1～2、本町、中町) 小鳥原(一の組、地明)		川西(宮平、比奈、上市、新丁、川西下)		宮沖、永田市場、大塩		
12 (水)		西城(十日市上・中・下、明神町1～3)		川西(陰地、下川西、上記以外)		金田本谷、塩谷		
13 (木)	大佐(五日市1～3、五日市中、中央区、五日市上) 福山	川東(久松、下1～6)、福代	石谷、下金田					
14 (金)	大佐(松が平上、松が平下、大佐上、大佐下、大佐沖)	川東(上記以外)	常定					
17 (月)	事務整理日 (申告書の再提出・補完等)	事務整理日 (申告書の再提出・補完等)	事務整理日 (申告書の再提出・補完等)					

申告会場にお越しいただく際には、次のものをご持参ください。

●マイナンバーカード、または通知カード+ 運転免許証・保険証など ●預金口座番号、通帳登録印

次のものがある人	持参物	次のものがある人	持参物
農業・営業・不動産などの所得	「収支内訳書」または「月別集計表」などの、収入や必要経費を整理したもの	国民年金の控除	保険料控除証明書
給与所得	給与所得の源泉徴収票	医療費控除	医療費控除の明細書またはセルフメディケーション税制の明細書
公的年金	公的年金などの源泉徴収票	障害者控除	身体障害者手帳など障害の程度を証明するもの
生命保険一時金、損害保険返戻金などの一時所得や個人年金などの雑所得	収入や必要経費が確認できるもの	肉用牛の免税	肉用牛売却証明書
生命保険料、地震保険料、寄附金などの控除	支払証明書	住宅借入金等特別控除(2年目以降)	住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書

※源泉徴収票や各種証明書は必ず原本をご持参ください。

※農業・営業や不動産所得の収支内訳書・月別集計表や医療費控除明細書は事前に作成の上、会場にお越しください。

未作成の場合、ご自身で計算を行っていただいた後に、申告相談を受けるため、時間を要することとなります。

様式は、税務課・各支所市民生活係に用意しています。また、国税庁ホームページからもダウンロードできます。

令和7年 市・県民税申告相談受付日程表

		高野地域		比和地域		総領地域	
月 日	会場	受付 09:00～11:30 13:00～16:00	会場	受付 09:00～11:30 13:00～16:00	会場	受付 09:00～11:30 13:00～16:00	
2 / 17 (月)	高野支所 2階特設会場 ☎0824-86-2115	新市のうち 別所上市、和手川、東半戸	比和自治振興センター 2階特設会場 ☎0824-85-3001	比和上、比和中、比和下	総領支所 2階会議室 ☎0824-88-3063	黒目	
18 (火)		新市のうち 市原、川角、新町、土手		布見		亀谷(亀谷イ・ロ、小坂上・下)	
19 (水)		新市のうち 札場、祇園町、下本町		予備日(やむを得ず、指定の日程に申告相談ができない方)		亀谷(本谷上・下、高田、段畑、土居)	
20 (木)		新市のうち 上本町、西町		永原		上領家・五箇(矢谷、上野、竹の下、栃木、牛の子谷)	
21 (金)		新市のうち 殿垣内、南		山王		五箇(宮本、万我、田野河内、松山、田尻、砂、徳原)	
25 (火)		和南原のうち 篠原、深石		石ヶ原、越原		中領家・亀谷(五郎丸)	
26 (水)		和南原のうち 隣組、水谷、貝崎		古頃上、古頃下、中先途、甲之色		下領家(山崎の里、千戈、八幡)	
27 (木)		和南原のうち 寸為、和南原開拓、三沢、奥三沢		木屋原上、木屋原中、木屋原下		下領家(光、庚申、巴)	
28 (金)		事務整理日 (申告書の再提出・補完等)		小和田南		事務整理日 (申告書の再提出・補完等)	
3 / 3 (月)		岡大内		小和田東		稲草(敷尾、長谷上・下、上市下・中・東・西、平井川の里、大谷、森藤、新制、日南の里)	
4 (火)		奥門田		小和田北、絞り		稲草(新町上・下、本町上・下、かじや小路)	
5 (水)		上里原		福田上		稲草(川井町上・下、馬場)	
6 (木)		下門田		福田下		稲草(田総の里東・中・西組)	
7 (金)		中門田		元常		稲草(郷原、下市の里、五萬の里、ともいきの里)、木屋	
10 (月)		高暮		比和谷		全域(予約制) 申告相談希望日の前日までに、総領支所市民生活係まで電話等で予約をして下さい。 (0824-88-3063)	
11 (火)		下湯川のうち 下湯川中、下湯川下		予備日(やむを得ず、指定の日程に申告相談ができない方)			
12 (水)		下湯川のうち 土居、尻無					
13 (木)	上湯川のうち 俵原・餅実、笹谷	事務整理日 (申告書の再提出・補完等)					
14 (金)	上湯川のうち 郷原、上湯川中						
17 (月)	事務整理日 (申告書の再提出・補完等)						

申告会場にお越しいただく際には、次のものをご持参ください。

●マイナンバーカード、または通知カード+ 運転免許証・保険証など ●預金口座番号、通帳登録印

次のものがある人	持参物
農業・営業・不動産などの所得	「収支内訳書」または「月別集計表」などの、収入や必要経費を整理したもの
給与所得	給与所得の源泉徴収票
公的年金	公的年金などの源泉徴収票
生命保険一時金、損害保険返戻金などの一時所得や個人年金などの雑所得	収入や必要経費が確認できるもの
生命保険料、地震保険料、寄附金などの控除	支払証明書

※源泉徴収票や各種証明書は必ず原本をご持参ください。

※農業・営業や不動産所得の収支内訳書・月別集計表や医療費控除明細書は事前に作成の上、会場にお越しください。

未作成の場合、ご自身で計算を行っていただいた後に、申告相談を受けるため、時間を要することとなります。

様式は、税務課・各支所市民生活係に用意しています。また、国税庁ホームページからもダウンロードできます。

次のものがある人	持参物
国民年金の控除	保険料控除証明書
医療費控除	医療費控除の明細書またはセルフメディケーション税制の明細書
障害者控除	身体障害者手帳など障害の程度を証明するもの
肉用牛の免税	肉用牛売却証明書
住宅借入金等特別控除(2年目以降)	住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書

簡易申告日は、原則、年金所得のみの人と給与の還付申告などの簡易な申告をする人の相談日です。